

# 天草・宇土半島地域観光客誘致促進事業業務委託・企画コンペ提案要領

## 1. 業務概要

### (1) 目的

天草宇土半島地域広域連携事業実行委員会では、交流人口の拡大により地域経済の活性化を図るため、天草・宇土半島各地の地域資源をつないだ回遊性の高い観光の振興に取り組んでいるところである。

本業務では、天草・宇土半島地域の各種スポットやアウトドア・アクティビティの体験などを生かした、旅行商品の造成や記事掲載のほか、インターネットメディアを活用した情報発信などを行うことにより、福岡・長崎・熊本県内からの誘客を促進することを目的とする。

### (2) 業務内容

別紙「天草・宇土半島地域観光客誘致促進事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 見積限度額

本業務の見積限度額は、3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものでなく、提案の規模を示すものであるが、後述する見積書の金額はこれを超えないこと。

### (4) 契約の期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）

### (5) 提案・審査スケジュール

日時（曜日）	内容
平成30年7月10日（火）	募集開始
平成30年7月18日（水）	説明会
平成30年7月20日（金）	参加表明書提出期限
平成30年7月31日（火）	提案書提出期限
平成30年8月1日（水）頃	コンペ審査会（予定）
平成30年8月6日（月）以降	結果通知（予定）

## 2. 参加資格の条件

参加申込みをするに当たっては、次に掲げるすべての要件を満たした者であること。

- (1) 熊本県内に事業所・営業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 国税、県税及び市町村税の滞納が無い者。

- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制下にないこと。
- (6) 当方が主催する説明会に参加すること。

### 3. 参加の手続き等

提案を希望する者は、下記説明会に必ず参加のうえ、参加表明書を提出すること。

#### (1) 説明会

- ①日 時 7月18日（水） 14時から（30分程度を予定）
- ②場 所 天草宝島国際交流会館ポルト3階・多目的ホール  
〒863-0023 天草市中央新町15-7
- ③その他 参加する際は「企画コンペ説明会出席申込書（様式第1号）」を、7月17日（火）17時までに持参、郵送、FAX、メールのいずれかにて末尾提出先まで提出すること。

#### (2) 参加表明書の提出

- ①提出物 参加表明書（様式第2号）
- ②提出先 末尾提出先
- ③提出方法 持参、郵送、FAX、メールのいずれかにて提出  
※参加表明書提出後の辞退は「参加辞退届」（様式第3号）を提出すること。
- ④提出期限 平成30年7月20日（金）17時  
※提出期限までに提出等を行わない者は、参加表明書の提出がなかったものとみなす。

### 4. 提案書等の提出

#### (1) 提出物

- ア 企画提案書（様式第4号 提出部数1部）
- イ 企画書、自由提案の企画書（提出部数2部、PDFデータ）
- ウ 作業計画及び実施体制計画書（提出部数2部、PDFデータ）
  - ①作業計画  
本件の実施に関して具体的なスケジュールを示すこと。
  - ②実施体制計画  
予定される体制、人員、役割分担（予定される責任者及び担当者）を明確に記載すること。
- エ 参考見積書（提出部数1部）
  - ①積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
  - ②見積額には消費税を含んだ金額を記載すること。
- オ 類似業務実績表（様式第5号）

#### (2) 提出先 末尾提出先

#### (3) 提出方法 郵送又は持参

#### (4) 提出期限 平成30年7月31日（火）17時

## 5. 提案書等の審査

### (1) 提案書等の審査

ア 本業務の受託事業者選定にあたっては、「天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会コンペ審査会」(以下「審査会」という。)において、実績、見積額、企画提案内容等から総合的に審査(書類審査)を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

イ 審査会における審査基準は以下のとおりとする。

#### <審査基準>

- ・ 業務の趣旨に沿った企画内容となっているか。
- ・ 効果的な内容となっているか。
- ・ 独自の有効な工夫があるか。
- ・ 企画内容から見て経済的かつ妥当な金額か。
- ・ 仕様書に十分対応できるスケジュール、体制になっているか。
- ・ 自由提案の企画について、実施可能で効果的な内容となっているか。

ウ 別添「コンペ審査基準」により点数制で審査を行い、最高点の案を提案した者を選定する。なお、提出が1者の場合、その者の得点が満点の半分の点数以上の場合には、その者を選定する。

### (2) 結果通知

結果については、速やかに文書にて通知を行う。なお、他のコンペ参加者や評価点については公表しない。

### (3) 優先交渉権者

審査会にて選定された優先交渉権者は、仕様・価格等について天草宇土半島地域広域連携事業実行委員会と協議のうえ、所定の契約手続きを経て決定を受けることにより受託事業者となる。

## 6. その他の留意事項

(1) コンペにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該コンペに要する一切の費用は提案者の負担とする。

(3) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。

(4) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
- ・ 契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。

- (5) 本要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。
- (6) (5) の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う（企画提案書提出期限まで）。
- (7) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (8) 提出されるすべての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (9) 天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会の都合により、採用された企画提案内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。
- (10) 提出された提案書等は返却しない。
- (11) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (12) 提出された提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (13) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
  - ア 提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。
  - イ 特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

**【本事業に関する問い合わせ】**

天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会  
担当 天草市観光振興課 崎田・松下  
〒863-0023 熊本県天草市中央新町 15-7  
天草宝島国際交流会館ポルト 2階  
TEL：0969-32-6787 FAX：0969-23-1999  
E-mail：kankou-a@city.amakusa.lg.jp